

事業者の皆さんへ

令和5年度版



再生品の積極的な使用と事業系ごみのさらなる減量に向けて

大田区



◆東京23区のごみ・大田区のごみ

東京23区と大田区のごみ量の変化	P 1
ごみの最終処分場	P 2
東京23区と他都市とのごみ量比較	

◆実践行動

取組例	P 3
大田区事業系廃棄物の減量及び資源化推進優良事業者表彰	
それぞれの役割	P 4
廃棄物管理責任者講習会	
廃棄物管理責任者とは	P 5
ごみとなるものの発生を抑制する	P 6
リサイクルを推進する	P 7
再生品の利用	P 8
再生品の目印としてこんなものがあります	

◆法律と区条例のあらまし

廃棄物・リサイクル関連法体系	P 9
大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例について	P10

◆廃棄物の分類

体系図	P11
産業廃棄物一覧表	
ごみ容器類と廃棄物等保管場所	P12

◆大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（抜粋）

リサイクルによる再生品	P16
分別はすべての基本	P17
紙類のリサイクル	P18

◆資料編

再利用計画書のまとめ	P19
------------	-----

事業系ごみの処理・リサイクルに関する相談・問合せ先

大田区環境清掃部

大森清掃事務所 〒143-0024 大田区中央2-3-6
電話：03(3774)3811 FAX：03(3775)6028

蒲田清掃事務所 〒146-0092 大田区下丸子2-33-1
(調布地区) 電話：03(6459)8201 FAX：03(6459)8597

(蒲田地区) 〒146-0092 大田区下丸子2-33-5
電話：03(6451)9535 FAX：03(6451)9623

清掃事業課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14
電話：03(5744)1629 FAX：03(5744)1550

大田区ホームページ <https://www.city.ota.tokyo.jp/>

東京23区のごみ・大田区のごみ

～ごみ問題は地球の問題～

現在、ごみ問題は地球環境保全にかかわる重要な問題となっています。人と環境が調和した循環型社会の実現は、大田区においても、また東京都全体においても緊急の課題です。事業系ごみが全体の5割を占める東京23区にとって、事業者の皆さんの自主的な取組が今後ますます重要になっています。

さらなる事業系ごみの減量とリサイクル推進のために、本冊子を参考にしていただけたら幸いです。

東京23区と大田区のごみ量の変化

東京23区の一般廃棄物の量は、昭和30年代までは200万トン未満でしたが、ライフスタイルの変化や好景気の影響等により増加し、平成元年度には過去最大の490万トンを記録しました。大田区においても同様に、平成元年度に過去最大の35万トンを記録しました。

現在、企業や家庭におけるごみの減量・リサイクルの推進等の効果により、東京23区全体、そして大田区におけるごみの量はほぼ横ばいで推移していましたが、令和2年度は新型コロナウィルスの影響により事業系ごみの量は減少しています。しかし、今後、様々な要因に伴うごみ量の増加が予想されます。

東京二十三区清掃一部事務組合が行っている排出実態調査によると、東京23区における事業系ごみは42%（令和3年度推計値）を占めています。ごみの減量を実現するためには、事業系ごみの推移が大きな鍵を握っているといえます。

このことを踏まえた上で、事業者の皆さんには、これまで以上に高い意識でごみの減量とリサイクルの推進をお願いいたします。



*平成18年度より事業系ごみの集計方法を変更したため、数字上の増加となった。

ごみの最終処分場

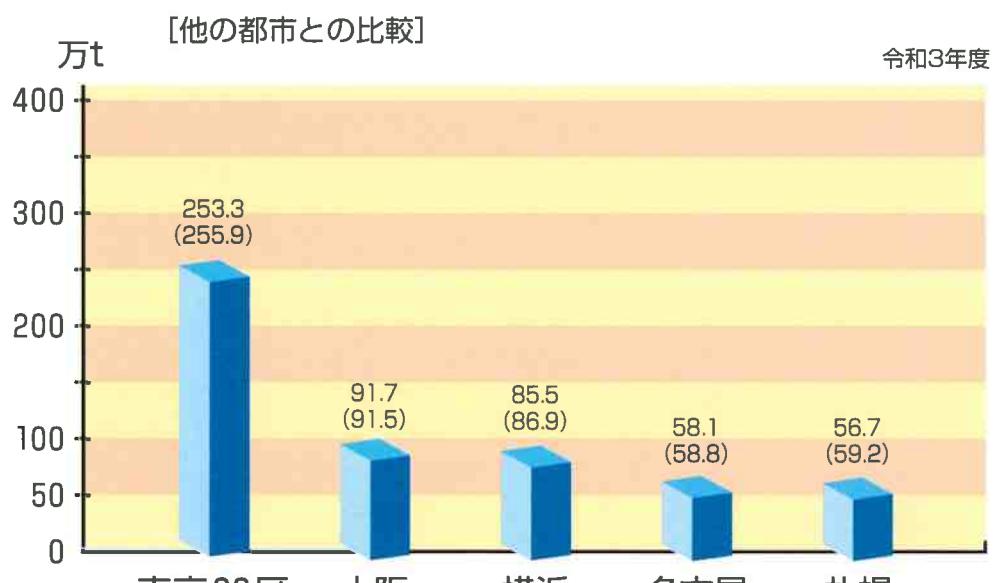
なぜ、東京23区においてごみの減量が必要なのか。最大の理由は、**今後使用できる最終処分場のスペースが限界に近づいているからです。**現在搬入している「中央防波堤外側埋立処分場」もやがていっぱいになります。そこで、焼却灰の一部をセメント原料化するなどして、埋立処分量の減容化を図り、処分場の延命化や環境負荷の軽減に取り組んでいます。

平成10年12月に一部埋立てを開始した「新海面処分場」は、東京23区が使用できる最後の処分場です。残された処分場を1日でも長く使えるように、事業者の皆さんのご理解とご協力が何よりも必要です。



東京23区と他都市とのごみ量比較

東京23区から発生する一般廃棄物は、国内の他の大都市に比べても圧倒的に多く、都市としては全国で1番です。



※()内は令和2年度のごみ量

実践行動

取組例

大田区内には、ごみの減量・リサイクルの推進に顕著な実績を上げている事業所が数多くあります。ここで、いくつかの取組をご紹介します。

Aビル【リサイクル担当責任者の設置】



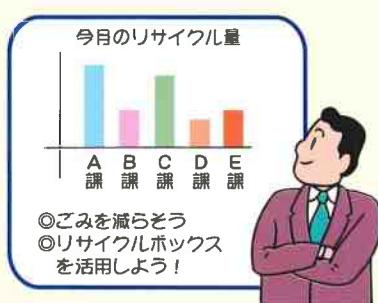
テナントごとに「リサイクル担当責任者」を選任してテナント段階での取組を強化しています。

Bビル【分別の実施】



個人用ごみ容器を撤去し、全ての社員にリサイクルボックスを配布し、分別を実施しました。その結果、安易にごみにしない意識が高まり、紙ごみが減りました。

Cビル【意識の啓発・講習会の実施】



テナント・社員を集めて年2回講習会を開催しているほか、課ごとに紙の使用量やごみの発生量を定期的に調査し、社内報で発表するなど意識啓発に努めています。

Dビル【分別状況の調査の実施】



ごみ容器やリサイクルボックスを調査して、優秀な課を表彰するとともに、清掃担当者の協力を得て、分別状態が悪いごみ容器は回収しないというルールを作り実行しています。

大田区事業系廃棄物の減量及び資源化推進優良事業者表彰

事業系ごみの減量及び資源化の一層の推進を図ることを目的として、自主的かつ積極的に取り組み、顕著な成果を挙げている優良事業者の表彰を平成28年度から行っています。

令和4年度は、3件の建築物の所有者等を表彰しました。

●過去の表彰者の取り組み事例

【誰にでもわかりやすい分別表示】

ごみや資源の回収容器に、品目別に写真やイラストを表示し、社員やテナントに周知。異物混入が減少した。

【チームでの取り組み】

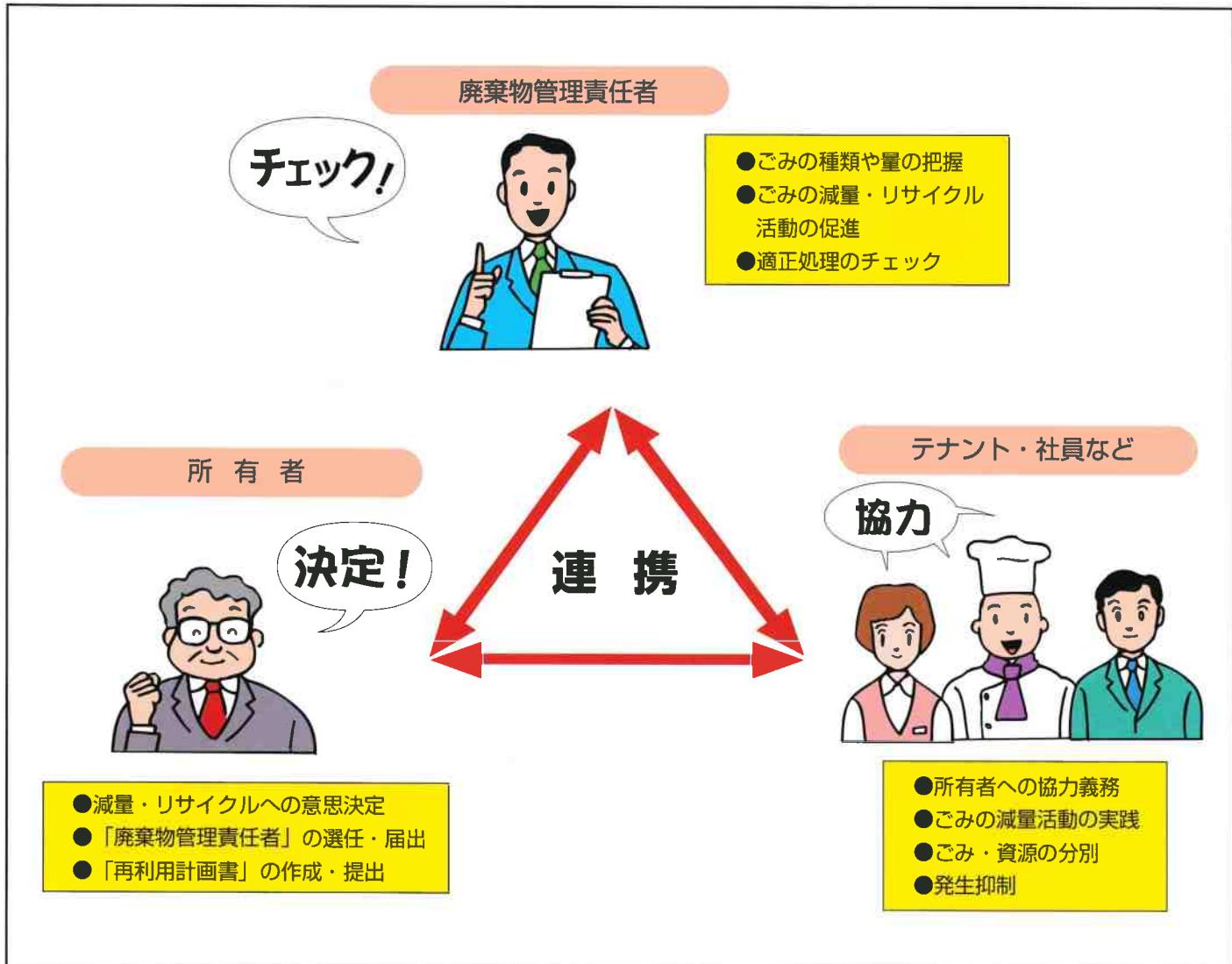
建物所有者、テナント、廃棄物処理事業者が共同でマニュアルや分別パンフレットを作成し、建築物全体としてごみ減量に取り組んだ。

【的確な状況把握と検証】

廃棄物担当者がごみの発生状況を把握し分析を行うことで、改善項目の洗い出しと解決に向けた具体的な改善計画を策定している。

それぞれの役割

事業系ごみの減量のためには、事業活動に携わる皆さんがそれぞれの立場でかかわっていくことが大切です。そして、それが連携し、組織をあげて取り組むことでより一層効果が上がります。



ごみの減量活動を進めていくうえで、まず次のことを始めましょう。

- 1 ごみの種類と量を把握する。（日常的に排出量を記録する。）
- 2 処理やりサイクルルートを確認する。
- 3 ごみの発生抑制、リサイクルに取り組む対象を決める。
- 4 専用回収ボックスを設置し、役割分担を決め、全体のシステムを作る。

廃棄物管理責任者講習会

大田区では、事業用大規模建築物の廃棄物管理責任者に新しく選任された方を対象に、「廃棄物管理責任者講習会」を開催しています。ごみの現状やごみの減量・リサイクル推進のポイントなど担当職員から説明いたします。廃棄物管理責任者の方でまだ受講していない場合は、必ず受講してください。

廃棄物管理責任者とは

責任者が必要な建物の大きさは

- 事業用途に供する部分の延べ床面積が1,000m²以上、又は店舗面積が500m²以上の建物。

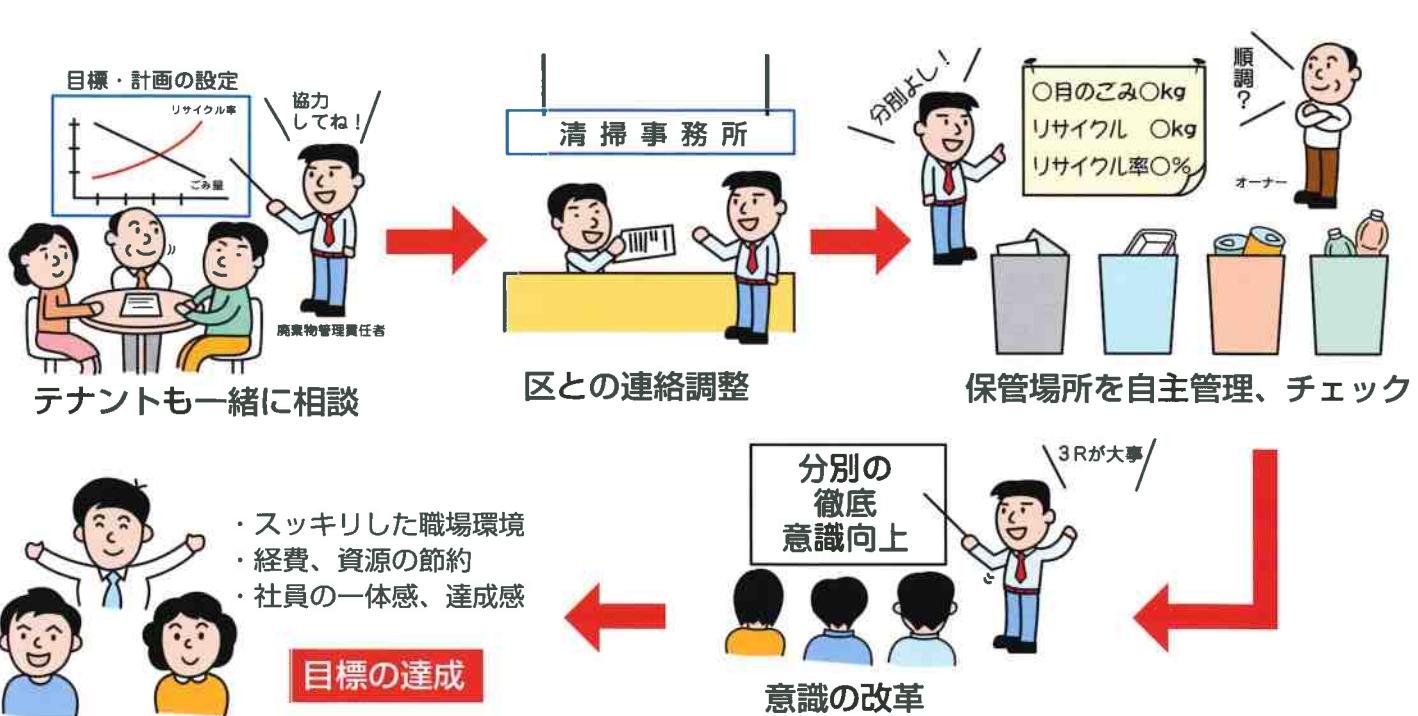
責任者にはどんな人を選任するの

- 建物から発生する廃棄物の減量や適正処理を推進する権限を持つ方で、建物の所有者が選任する。

責任者にはどんな仕事があるの

- 建物からどのような種類のごみが、どれだけ出て、どのように処理されているかについて把握する。
- 建物からなるべく廃棄物が出ないようにする。
- 建物から出る廃棄物を資源に回して再利用するようにする。
- 最終的にどうしても出てしまった廃棄物が適正に処理されるようにする。
- テナントなど建物の利用者に対して廃棄物の減量やリサイクルの推進などを指導する。
- 建物の所有者に廃棄物に関する取組について説明して後押ししてもらう。
- 再利用計画書の提出など区との連絡調整、区の立入指導に立ち会う。

廃棄物管理責任者が中心となってリサイクル等の目標を設定し、自主管理によってごみ減量を実現しよう！



ごみとなるものの発生を抑制する

発生抑制の工夫

- 使い捨て製品の使用を見直す。（紙コップ、タオル、弁当容器など）
- 紙をごみにしない工夫をする。
 - ・両面印刷を励行し、紙の使用量を半分にする。
 - ・両面使用後はリサイクルボックスへ。
 - ・シュレッダーの使用基準を作り、不必要的シュレッダーは行わない。
 - ・電子メールや会議でプロジェクトを活用することにより、ペーパーレス化を推進する。
- 自動販売機の飲料びん・かんや発泡スチロール箱などは納入業者に引き取りを依頼する。
- 生ごみは適正な食材管理や水切りの徹底により減量する。
- ワンウェイびんなどリサイクルしにくいものの使用は見直す。
- 再使用できる衣料品のハンガーなどは徹底して再使用する。
- 簡易包装を推進する。

意識改革

- ごみ問題は、環境保全や資源の有効利用にかかわる社会問題であることを正しく認識し、事業者としての責任を自覚する。
- ごみの減量や適正処理が円滑に進まなければ、資源の枯渇や環境悪化につながる。
- テナントや社員一人ひとりがごみの減量、リサイクルの必要性を認識し、組織作りをして役割分担する。

適正処理

最終的にごみになったものは、適正に処理しなければなりません。可燃ごみ、不燃ごみ、資源にしっかり分別し、適正なルートでの処理が必要です。

マニフェスト制度

マニフェストとは、廃棄物の種類、量、排出場所を記載する複写式の伝票です。この伝票を使用することによって、**廃棄物の種類や処理の流れが明確になり、不法投棄などの不適正処理を防止することができます。**

事業系一般廃棄物については、1日平均100kg以上排出する事業者は条例により適用対象事業者の届出を行いマニフェストを使用することが義務付けられています。ご不明な点は、所轄の清掃事務所へお問い合わせください。

なお、産業廃棄物については、排出量の多少にかかわらず、マニフェストの使用が義務付けられています。

廃棄物の処理については、排出した事業者に処理責任があります。「処理責任」とは廃棄物が適正に中間処理、あるいは最終処分されるまで、その廃棄物の処理に責任を持つということです。

事業者は自らマニフェストを作成し、廃棄物が適正に処理されたことを確認してください。

リサイクルを推進する

リサイクルのメリット

● 環境保全 …… 環境への負荷が軽減できる。

- 紙50kgを節約すると直径14cm高さ8mの樹木1本が守れます。

● 省資源・省エネルギー …… 限りある資源を大切にする。

- 鉄スクラップから鉄を作ると65%、アルミスクラップからアルミニウム地金を作ると97%、それぞれ鉄鉱石やボーキサイトから作るよりエネルギーの節約になります。

● 経費削減 …… ごみ処理コストなどを節減できる。

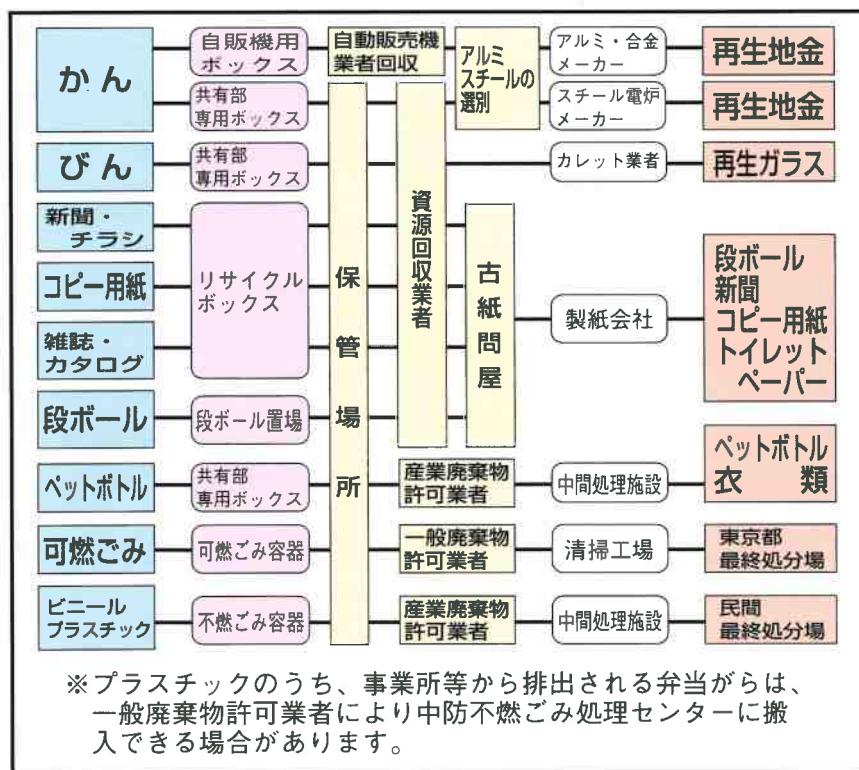
リサイクルの基本は分別

～混ざったごみを後から分別するのは大変です。社員一人ひとりの手元分別が必要です。～

● 分別容器やリサイクルボックスには一目で分かる表示をする。

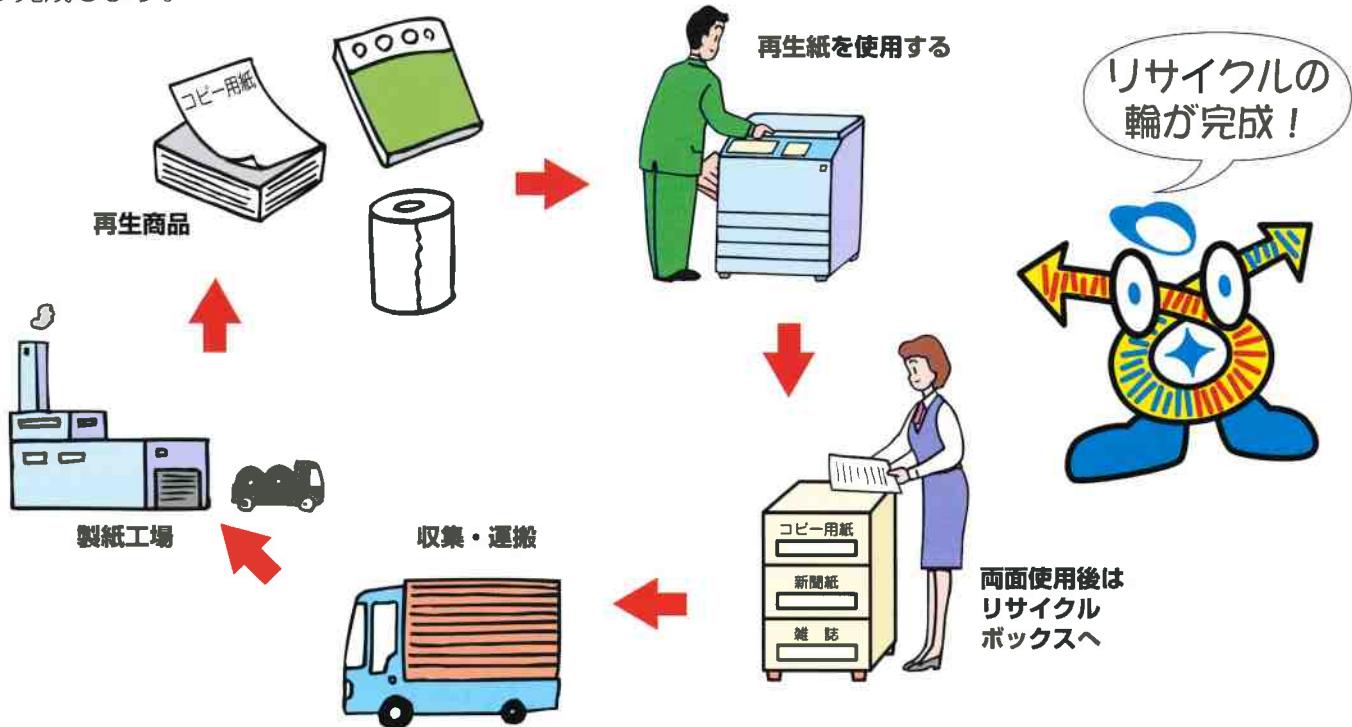


● リサイクルルートを業者に確認し、社員やテナントに分かりやすく周知する。



再生品の利用

リサイクルシステムは回収と利用の両方がうまく機能しなければ循環しません。回収・再生しやすいようにきちんと分別し、再生品を使用することによってはじめてリサイクルの輪が完成します。



再生品の目印としてこんなものがあります

製品やサービスを購入する際、再生品及び再利用できるものを選び、環境に対する負荷が小さいものを優先して購入する「グリーン購入」を積極的に実践してください。



エコマーク

環境を汚さない、環境を改善できる
環境保全型製品に表示されています。

(公財)日本環境協会エコマーク事務局
03 (5829) 6286



グリーンマーク

再生利用の意義の認識と緑化の推進
を目的として古紙を再生利用した製品
に表示されています。

(公財)古紙再生促進センター
03 (3537) 6822



PETボトル
再利用品

PETボトル リサイクル推奨マーク

PETボトルをリサイクルした製品に表
示されています。

PETボトル協議会事務局
03 (3662) 7591



古紙パルプ配合率100%再生紙を使用

再生紙使用マーク(Rマーク)

ごみ減量化推進国民会議で定めた古紙
利用率(配合率)を表示したものです。

3R活動推進フォーラム事務局
03 (6908) 7311

法律と区条例のあらまし

廃棄物・リサイクル関連法体系

平成13年1月に循環型社会の形成に関する基本原則を規定した「循環型社会形成推進基本法」が施行されました。この基本法は、廃棄物とリサイクルの対策を総合的・計画的に推進するもので、併せて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法）の改正などの個別法も整備されました。

これらの法律を一体的に運用することにより、循環型社会への円滑な移行が行われることが期待されています。

循環型社会形成推進基本法（基本的枠組み法）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

【廃棄物処理法】

- ごみの発生抑制と適正処理、リサイクルの推進。
- 都道府県などが安全・適正な廃棄物の処理施設を整備するための枠組みづくり。
- 不適正処理や不法投棄の発生に対する排出事業者への責任の強化。

資源の有効な利用の促進に関する法律

【資源有効利用促進法】

- 製品の再資源化、長寿命化などによる廃棄物の発生抑制（リデュース）の導入。
- 部品等の再利用（リユース）対策の導入。
- 副産物の発生抑制対策とリサイクル対策に、事業者自身の取組の義務。
- 事業者に製品の回収・リサイクルの義務。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

【容器包装リサイクル法】

- 容器包装ごみの減量化、リサイクルの推進。
- 消費者に、分別排出の実施義務と簡易包装製品の購入の推進。
- 区市町村に、容器包装の分別収集等の実施の義務。
- 特定事業者に、収集された容器包装のリサイクルの義務。

特定家庭用機器再商品化法

【家電リサイクル法】

- 特定家庭用機器（テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）についてリサイクルの実施。
- 家電小売店に、廃家電を引き取り・運搬する義務。
- 消費者は、収集運搬料金とリサイクル料金を負担。
- 家電メーカーに、受け取った廃家電をリサイクルする義務。

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

【建設リサイクル法】

- 建築物の解体工事などの発注者に、都道府県知事へ解体計画の届出の義務。
- 建築物の解体工事などの発注者に、コンクリート、アスファルト、木材などの特定資材の分別解体と資材ごとに再資源化の義務。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

【食品リサイクル法】

- 食品残さの発生抑制やリサイクル等について、食品関連事業者（食品の製造・販売事業者や外食産業・小売店など）の取組に係る国による判断基準の策定。
- 食品関連事業者は、判断基準に従い具体的な再利用目標値に基づくリサイクルの実施。
- 事業者や消費者は、食品の購入又は調理の改善による食品廃棄物等の発生抑制と、再生利用により得られた製品の利用促進。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

【グリーン購入法】

- 国等が、再生品等の環境にやさしい物品の関連方針に基づき、率先して再生品の調達を推進。
- 製品メーカーや、環境ラベル等によるグリーン購入に役立つ情報の提供。

使用済自動車の再資源化等に関する法律

【自動車リサイクル法】

- 自動車メーカー等に、使用済み自動車（廃車）の再資源化の義務。

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

【小型家電リサイクル法】

- 使用済小型電子機器等の再資源化の促進。
- 認定を受けた再資源化事業計画による事業に対する廃棄物処理業の特例等。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律

【プラスチック資源循環法】

- 製造・販売事業者等による自主回収、再資源化計画作成
- 排出事業者による排出抑制、再資源化計画作成

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例について

- 事業者の皆さんに関わる条例上の主なポイントは以下のとおりです。

基本理念

- 家庭や事業所でごみの発生をできるだけ抑制する。
- それでも出たものは、資源として再利用化を図る。
- 最終的に出たごみは適正に処理する。

事業者の責務（条例第8条）

- ごみの発生を抑制し、再利用を促進する等により**ごみの減量に努める**。
- ごみは自らの責任において**適正に処理する**。
- 製品や容器等が廃棄物になった場合、**適正な処理ができるよう**に、物の製造、加工、販売等を行う。

事業用大規模建築物の所有者等の義務（条例第18条）

- 所有者**は再利用を促進する等により「事業系一般廃棄物」を減量する。
(※1)
- 所有者**は「廃棄物管理責任者」の選任及び「再利用計画書」の作成を行い、届け出る。
(※2) (※3)
- 占有者（テナントなど）**は廃棄物の減量に関して所有者に協力する。
- 事業用大規模建築物を**建設しようとする者**は、再利用対象物保管場所と廃棄物保管場所を設置する。

*¹ 事業系一般廃棄物 …… 事業活動に伴って発生する産業廃棄物以外の廃棄物。

*² 廃棄物管理責任者 …… 建築物の所有者から選任され、当該建築物から出る廃棄物の減量等について一定の役割と責任を負う。

*³ 再利用計画書 …… 当該建築物における前年度の廃棄物の実績に基づき、当年度の廃棄物の排出予定量、減量目標等を記入したもの。

区の指導等（条例第72条、第19～第21条）

- 区では廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、事業用途に供する延べ床面積3,000m²以上の**事業用大規模建築物**に対して**立入検査**を実施し**指導・助言**を行っています。
- また、事業用大規模建築物の所有者が条例に違反していると認められるときは、改善勧告、公表、収集拒否などの措置をとることがあります。



*要綱に基づき、事業用途に供する延べ床面積が1,000m²以上3,000m²未満の**建築物**に対しても**立入検査**を実施し、指導・助言を行っています。

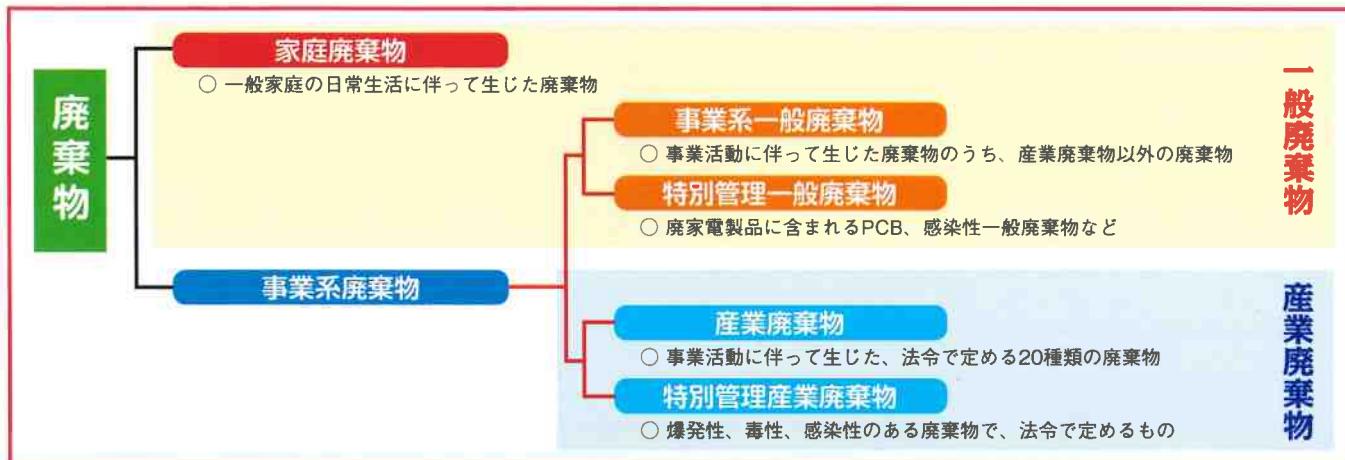
廃棄物の分類

体系図

廃棄物処理法では、廃棄物を「一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分類しています。

一般廃棄物の管轄は区市町村、産業廃棄物は都道府県となります。

一般廃棄物に関することは大田区に、産業廃棄物に関することは東京都にお問い合わせください。



産業廃棄物一覧表

区分	種類	具體例
あらゆる事業活動に伴うもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃残さ物、その他焼却かす
	2 汚泥	排水処理後及び各種製造業生産工程で排出された泥状物、活性汚泥法による余剰汚泥、ビルピット汚泥（し尿を含むものを除く）、カーバイドかす、ペントナイト汚泥、洗車場汚泥など
	3 鉛油	鉛物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄用油、切削油、溶剤、タールビッチなど
	4 廃酸	写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類など、全ての酸性廃液
	5 廃アルカリ	写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん液など、全てのアルカリ性廃液
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）など、固形状・液状の全ての合成高分子系化合物
	7 ゴムくず	天然ゴムくず
	8 金属くず	ハンダかす、鉄鋼、非鉄金属の研磨くず、切削くずなど
	9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	ガラスくず（板ガラス等）、耐火レンガくず、タイル・陶磁器くずなど、石膏ボード、コンクリート製品の製造工程からのコンクリートくず
	10 鉛さい	高炉・平炉・電気炉等溶解炉かす、鑄物廃砂、ボタ、不良石灰、粉炭かすなど
	11 がれき類	工作物の除去に伴って生ずるコンクリートの破片、レンガの破片、アスファルトコンクリート製品、その他これに類する不要物
	12 ばいじん	大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであって、集じん施設によって集められたもの
特定の事業活動に伴うもの	13 紙くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ②パルプ製造業、紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業・印刷物加工業に係るもの ③PCBが塗布され、又は染み込んだもの
	14 木くず	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ②木材又は木製品の製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業に係るもの ③PCBが染み込んだもの ④物品賃貸業に係るもの（リース後の木製家具、器具等） ⑤貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包用の木材を含む）
	15 繊維くず(天然繊維くずのみ)	①建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る） ②繊維工業（衣服、その他の繊維製品製造業を除く）に係るもの（羊毛くず等の天然繊維くず） ③PCBが染み込んだもの
	16 動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料とした動・植物に係る固形状の不要物で、あめかす、のりかす、醸造かす、発酵かす、魚・獣のあらなど
	17 動物系固形不要物	と畜場でとさつ又は解体した獣畜及び食鳥処理場で食鳥処理した食鳥に係る固形状不要物
	18 動物のふん尿	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどのふん尿
	19 動物の死体	畜産農業から排出される牛・馬・豚・めん羊・山羊・にわとりなどの死体
	20	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

ごみ容器類と廃棄物等保管場所

ごみの減量とリサイクルの推進は、ごみ発生段階での手元分別とごみ保管場所での分別の維持が重要です。以下はオフィスビルにおける保管容器類のモデルです。ごみ保管容器は場所や目的や回収ルートに合わせて工夫し組み合わせて利用してください。

○オフィスビルのごみ容器類の例

容器類の例	コピー用紙	古紙（コピー用紙・新聞・雑誌等）	びん・かん・ペットボトル・弁当がら等
			
設置場所の例	デスクサイド	コピー・FAX周辺	休憩室・食堂
			

容器類の例	厨芥（生ごみ）	各種資源・ごみ	
			
設置場所の例	厨房	玄関・ロビー・駐車場等	フロアのリサイクルステーション
			

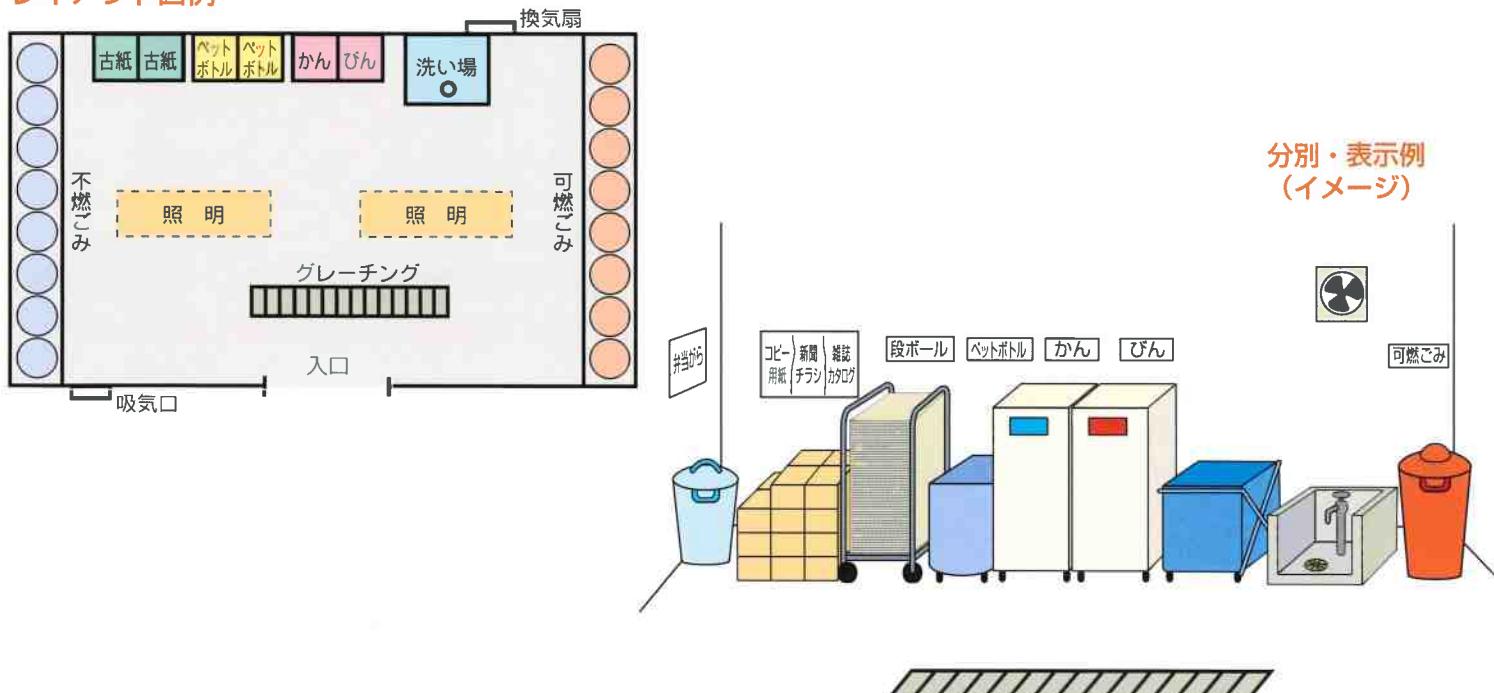
○廃棄物等保管場所の保管容器類の例



○廃棄物等保管場所レイアウト図例

事業用途に供する延べ床面積3,000m²以上の事業用大規模建築物を新たに建設する場合は、廃棄物保管場所と再利用対象物保管場所を設置することが条例で義務付けられています。また、1,000m²以上3,000m²未満の建築物についてもできる限り、それに準じて廃棄物等の保管場所を確保するようお願いしています。

レイアウト図例





大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（抜粋）

平成12年4月1日施行

第1章 総則

第1節 通則

(目的)

第1条 この条例は、区民、事業者及び区が一体となって、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、併せて生活環境を清潔にすることによって、資源循環型の社会の構築、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、もって区民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）で使用する用語の例による。

2 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭廃棄物 一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

第2節 区長の責務等

(指導又は助言)

第4条 区長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、区民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

第3節 事業者の責務

第8条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、**廃棄物の減量を図らなければならない。**

- 2 事業者は、その事業系廃棄物を**自らの責任において適正に処理しなければならない。**
- 3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- 4 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保に関し、区の施策に協力しなければならない。

第2章 再利用等による廃棄物の減量

第2節 事業者の減量義務

(事業用大規模建築物の所有者等の義務)

第18条 事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、再利用を促進する等により、当該事業用大規模建築物から排出される**事業系一般廃棄物を減量しなければならない。**

- 2 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、**廃棄物管理責任者を選任し、その旨を区長に届け出なければならない。**

- 3 事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、**再利用に関する計画を作成し、当該計画書を区長に提出しなければならない。**
- 4 事業用大規模建築物の所有者は、当該事業用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。
- 5 事業用大規模建築物の占有者は、当該事業用大規模建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し、事業用大規模建築物の所有者に協力しなければならない。
- 6 事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該事業者用大規模建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ区長に届け出なければならない。

（改善勧告）

第19条 区長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第1項から第3項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第6項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を講すべき旨の勧告をすることができる。

（公表）

第20条 区長は、前条の勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

2 区長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（収集拒否等）

第21条 区長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第1項の規定による公表をされた後において、なお、第19条の勧告に係る措置を講じなかったときは、当該事業用大規模建築物から排出される事業系一般廃棄物の収集若しくは運搬を拒否し、又は区長の指定する処理施設への搬入を禁止することができる。

第6章 雜則

（立入検査）

第72条 区長は、法第19条第1項に規定するものほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（廃棄物管理指導員）

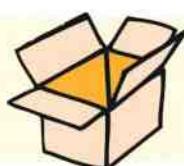
第73条 前条第1項の規定による立入検査並びに廃棄物の減量及び処理に関する指導の職務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理指導員を置く。

参考

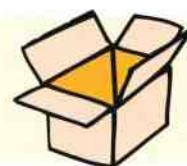
リサイクルによる再生品

各種資源は、以下のように再生されます。

段ボール

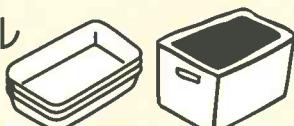


は



などになります。

発泡スチロール
トレイ



は



などになります。

廃食用油

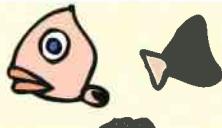


は



などになります。

魚のアラ
生ごみ



は



などになります。

ペットボトル



は



衣類・軍手

などになります。

リターナブルびん



は



再び使えます。

ワンウェイびん



は

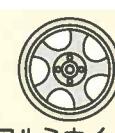


などになります。

かん



は

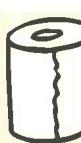


などになります。

紙パック

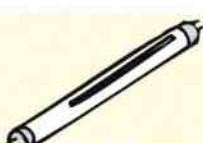


は



などになります。

蛍光灯のガラス

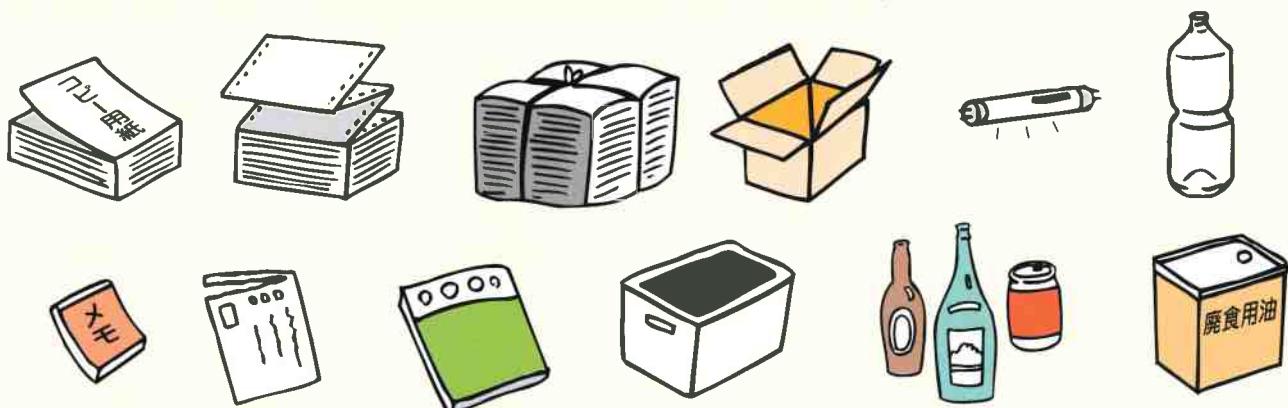


は



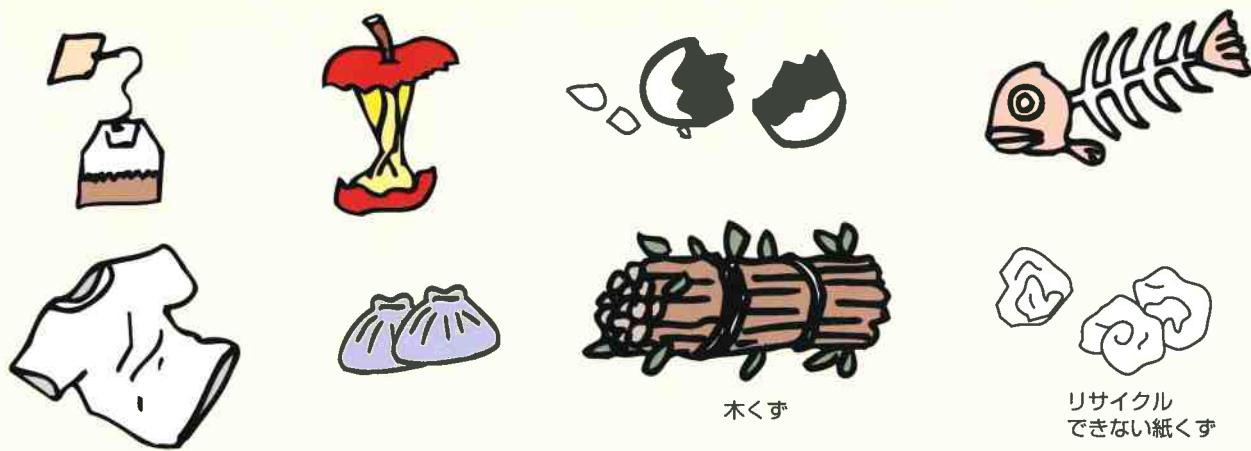
などになります。

資源（リサイクルできるもの）



- 紙類（コピー用紙・新聞・チラシ、雑誌、段ボール、封筒、ペーパータオル等）
- シュレッダーくず（細かく裁断されていない再生可能なもの） ●飲食用のびん・かん
※ペットボトル、廃食用油、蛍光灯、発泡スチロールなどの廃棄物も民間の回収ルートにのせれば再生可能な資源になります。

可燃ごみ → 清掃工場等で処理



- コーヒー・茶がら ●生ごみ（水を切ったもの） ●布製品 ●貝殻
 - 木くず、枝葉（枝は50cm以内に切断） ●再生不可能な紙製品
 - シュレッダーくず（細かく切断され再生が不可能なもの）
- ※生ごみやシュレッダーくずは、資源化や再生が可能な場合があります。
収集運搬業者にご相談ください。

以下のは清掃工場に搬入できません。

- ・処理可能な寸法を超えたもの ・有害物（水銀を含むもの等）・揮発性のあるもの
- ・冷凍された状態のもの ・粉末状又は顆粒状のもの ・液状のもの ・産業廃棄物

不燃ごみ → 中間処理施設等で処理



●プラスチック製品（ビニール類、容器類等） ●皮革製品（革靴等） ●陶磁器製品

●金属類 ●ゴム製品 ●電池（ボタン電池・充電式電池は販売店で回収）

●スプレー缶（中身を完全に使い切る） ●ガラス製品 ●飲食用以外のびん・かん

※事業者には、プラスチック廃棄物の発生抑制・再使用・分別排出による

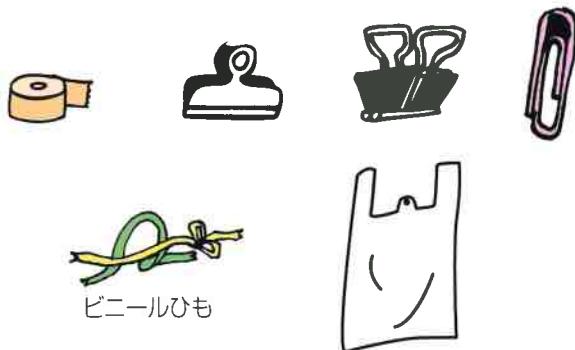
リサイクルの推進が求められています。

紙類のリサイクル

資源として回収された古紙の中に製紙原料にならない物が混入すると、せっかく回収された古紙が再生できません。きちんと分別をお願いします。

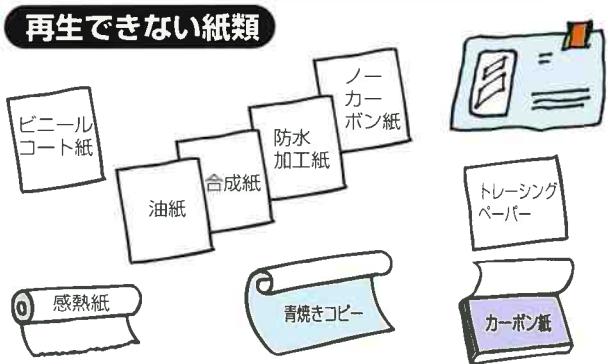
再生できない古紙の例

紙以外の混入物



粘着テープ、金具、プラスチック製品
セロハン、アルミ箔、ポリ袋
ビニール類

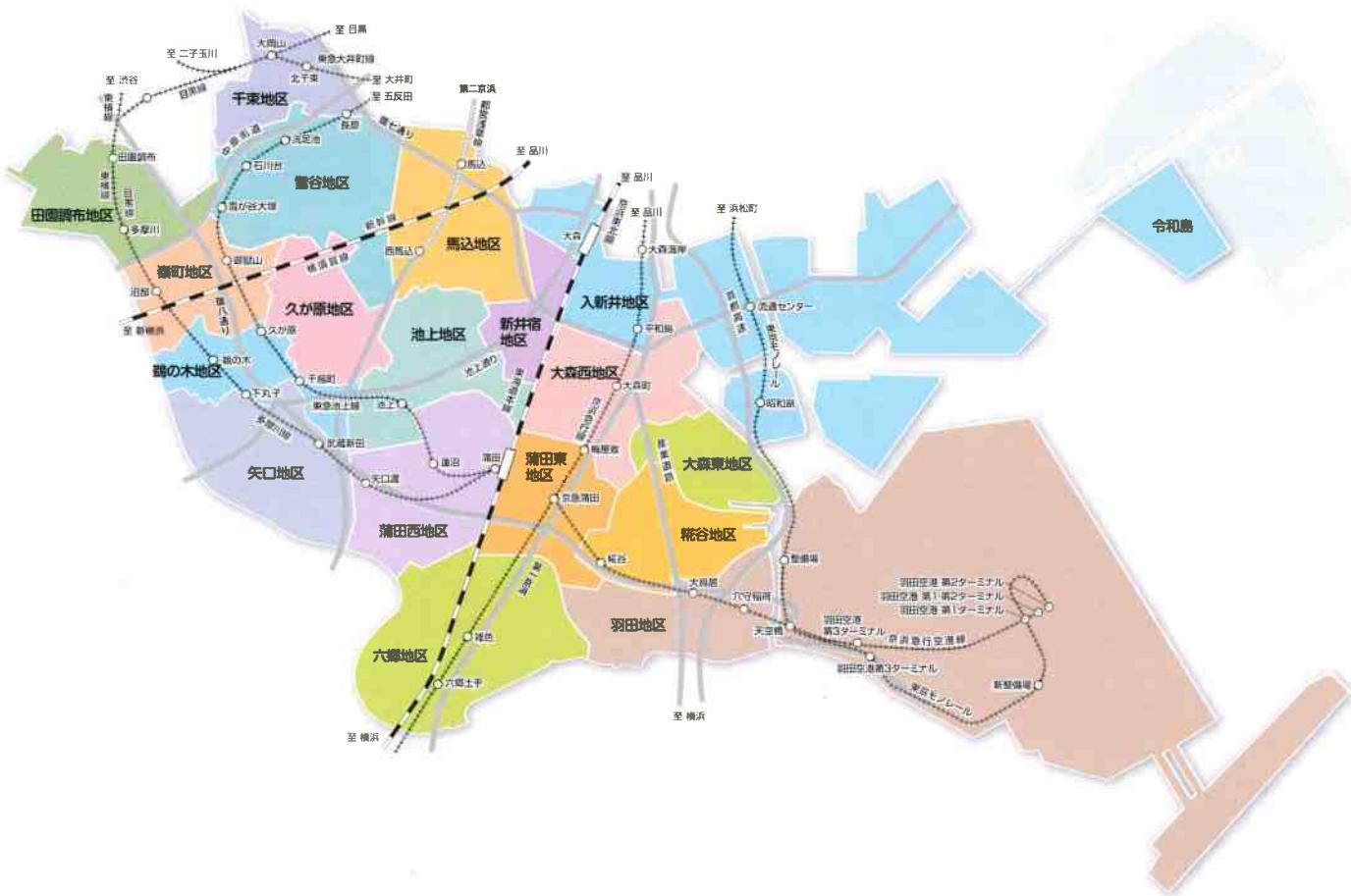
再生できない紙類



窓付封筒、ビニールコート紙、感熱紙
カーボン紙、ノーカーボン紙
青焼きコピー
コピー包装紙（コーティング加工）

再利用計画書のまとめ

◆ 事業用大規模建築物データファイル ◆



事業系ごみの減量に向けた取組について

大田区では、平成28年3月策定の「大田区一般廃棄物処理基本計画」の基本理念を「区民、事業者、区が連携して目指す循環型社会の実現」として、区内で発生する一般廃棄物の減量及びリサイクルの推進に取り組んでいます。循環型社会を実現するためには、区民・事業者・区がそれぞれの役割と責任を担い、行動することが重要になります。区は、区民や事業者の行動を促進するための仕組みづくりを推進していきます。

令和3年度の推計値では、大田区で発生する一般廃棄物のうち、約40%が事業系ごみとなっており、ごみ量を減らすためには、事業者の皆さんの協力が不可欠です。

更なるごみの発生抑制・再使用・再利用（3R）の推進のため、日々の取組をお願いいたします。

このデータファイルは、大田区内の事業用大規模建築物（延べ床面積3,000m²以上）の皆様から提出された再利用計画書511件の令和3年度実績を集計したものです。

建築物の規模、用途、在館人員数、立地条件などにより事業系ごみの発生状況は様々ですが、区内の事業系ごみの状況を示す資料として、ごみの減量とリサイクルの一層の推進のための取組にご活用ください。※端数処理の関係で、各項目の数値を足し合わせた数値と合計値が合わないことがあります。

1 ごみの発生量

表1 事業用大規模建築物から発生するごみ量、再利用率

	発生量 (t)	再利用量 (t)	廃棄量 (t)	再利用率 (%)
令和3年度	79,797.1	38,170.7	41,626.4	47.8
令和2年度	76,349.2	36,707.4	39,641.8	48.1

廃棄量＝発生量－再利用量

3年度のごみ発生量は79,797.1トンで2年度から約3,447トン増加しました。3年度の再利用率は47.8%で、2年度から0.3ポイント減少しました。引き続きごみの発生抑制と更なるリサイクルの推進をお願いします。

2 ごみの種類別発生量と再利用率

表2 ごみ量の種類別内訳

ごみの種類	発生量		再利用量		再利用率 (B/A) %	
	A (t)	構成比 (%)	B (t)	構成比 (%)		
紙類	コピー・OA用紙 (うち機密文書)	2,112.1 506.8	2.6 0.6	1,651.5 375.8	4.3 1.0	78.2 74.2
	雑誌・パンフレット	1,529.0	1.9	1,485.3	3.9	97.1
	新聞紙・チラシ	215.0	0.3	191.1	0.5	88.9
	段ボール	18,013.6	22.6	17,763.2	46.5	98.6
	その他の紙類	7,796.1	9.8	2,213.1	5.8	28.4
	(小計)	29,665.8	37.2	23,304.2	61.1	78.6
生ごみ等	生ごみ	18,219.4	22.8	1,970.7	5.2	10.8
	木・草・繊維	8,667.9	10.9	392.1	1.0	4.5
	(小計)	26,887.3	33.7	2,362.8	6.2	8.8
可燃その他	4,259.3	5.3	698.4	1.8	16.4	
可燃ごみ計	60,812.4	76.2	26,365.4	69.1	43.4	
びん	668.0	0.8	656.6	1.7	98.3	
かん	1,132.9	1.4	1,124.7	2.9	99.3	
ペットボトル	1,959.6	2.5	1,928.5	5.1	98.4	
不燃その他	15,224.2	19.1	8,095.5	21.2	53.2	
不燃ごみ計	18,984.7	23.8	11,805.3	30.9	62.2	
総合計	79,797.1	100	38,170.7	100	47.8	

その他の紙類・・・封筒、シュレッダーくず、ミックスペーパーなど、他の紙類
可燃その他・・・産業廃棄物のうち、特定の事業活動に伴う廃棄物
不燃その他・・・焼却不適合物など

紙類、びん、かん、ペットボトルの再利用率はおおむね80%以上となっており、リサイクルの取り組みが定着していると言えます。特に雑誌・パンフレット、段ボールは90%以上と高い再利用率となっています。

一方、生ごみ等は、リサイクル処理できる施設が限られていることや、コスト面などの課題もあり、再利用率は10.8%と低くなっています。

3 1m²あたりのごみ発生量

表3 3年度 1m²あたりのごみ発生量（建築物の延べ床面積の合計 10,899,310.6m²）

種別	発生量(t)	構成比(%)	1m ² あたりの発生量(kg)
総発生量	79,797.1	100.0	7.3
可燃ごみ	60,812.4	76.2	5.6
(うち紙類)	29,665.8	37.2	2.7
不燃ごみ	18,984.7	23.8	1.7

2年度 1m²あたりのごみ発生量（建築物の延べ床面積の合計 10,840,249.9m²）

種別	発生量(t)	構成比(%)	1m ² あたりの発生量(kg)
総発生量	76,349.2	100.0	7.0
可燃ごみ	56,651.2	74.2	5.2
(うち紙類)	30,096.0	39.4	2.8
不燃ごみ	19,698.0	25.8	1.8

3年度は、対象建築物の延べ床面積合計がやや増加しましたが、ごみ発生量も増加したため、1m²あたりのごみ発生量は0.3kgの増加となっています。なお、可燃ごみ、不燃ごみの構成比は、ほぼ同比率で推移しています。

4 建築物用途別ごみ発生状況（発生量・再利用率・構成比）

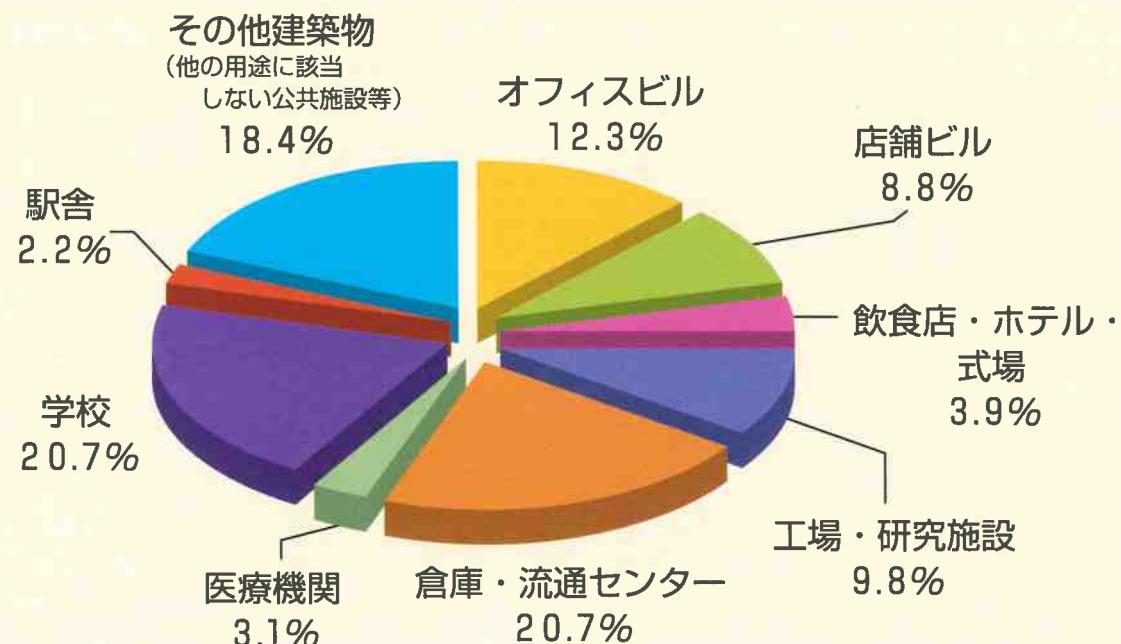
表4 用途別 1m²あたりのごみ量

建築物の用途	件数	延床面積(m ²)	発生量(t)	再利用量(t)	再利用率(%)	1m ² あたりの発生量(kg)
オフィスビル	63	1,103,877.5	4,192.4	2,732.8	65.2	3.8
店舗ビル	45	486,723.8	11,504.2	7,944.8	69.1	23.6
飲食店・ホテル・式場	20	199,515.8	1,768.0	700.5	39.6	8.9
工場・研究施設	50	662,564.0	8,135.5	5,008.1	61.6	12.3
倉庫・流通センター	106	5,489,667.7	34,799.7	15,273.1	43.9	6.3
医療機関	16	278,797.1	2,780.1	897.0	32.3	10.0
学校	106	1,051,963.4	3,316.7	1,501.7	45.3	3.2
駅舎	11	67,953.4	591.9	374.7	63.3	8.7
その他建築物 (上記に該当しない公共施設等)	94	1,558,248.0	12,708.6	3,738.0	29.4	8.2
合計	511	10,899,310.6	79,797.1	38,170.7	47.8	7.3

1m²あたりの発生量は、「店舗ビル」が23.6kgで最も多く、次いで「工場・研究施設」が続きます。一方、「オフィスビル」「学校」は5kg以下と少なく、用途によって、面積あたりのごみの発生量が異なることが分かります。

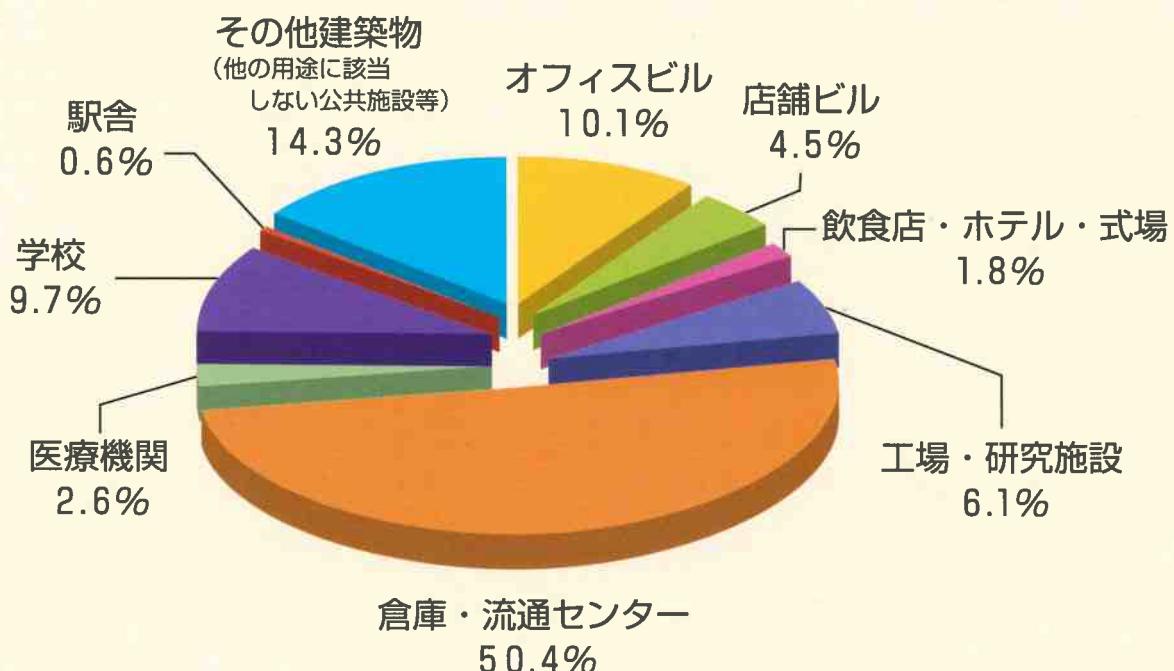
用途別再利用率、1m²あたりのごみ発生量を各事業者における再利用計画書の数値と比較して、ごみ減量化の取組の参考としてください。

図1 用途別件数の構成比



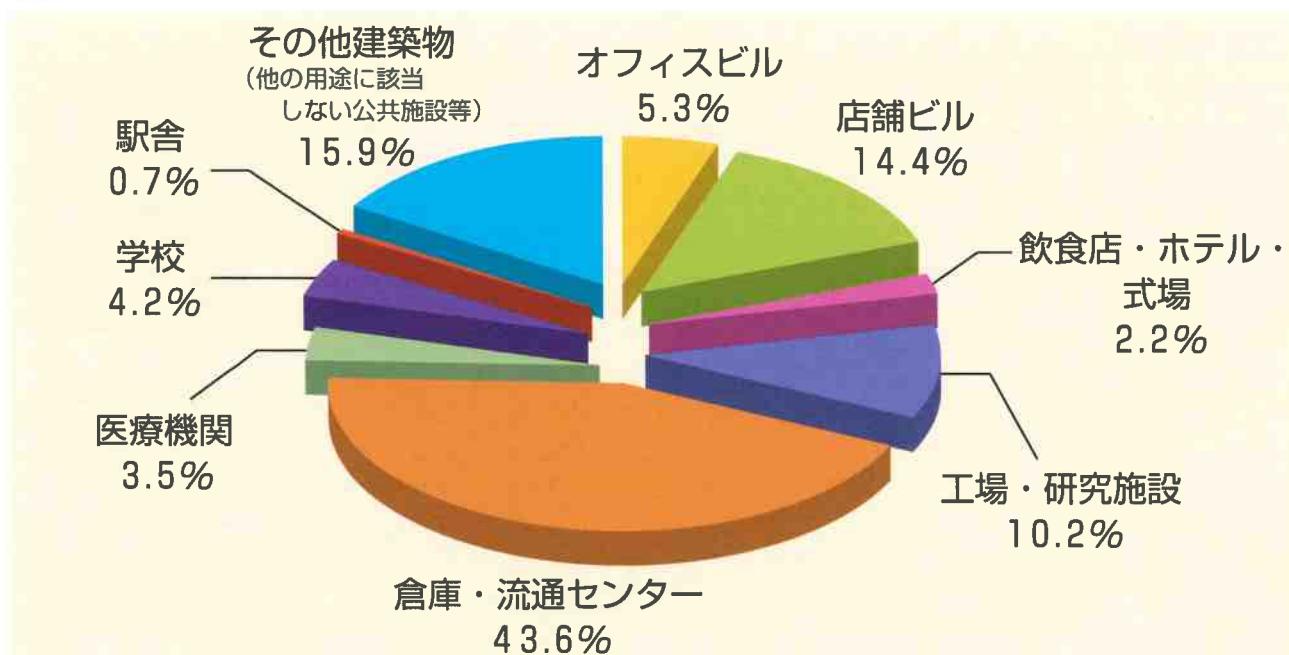
対象建築物511件のうち、「オフィスビル」「倉庫・流通センター」「学校」の合計が275件となり、50%以上を占めています。

図2 用途別延べ床面積の構成比



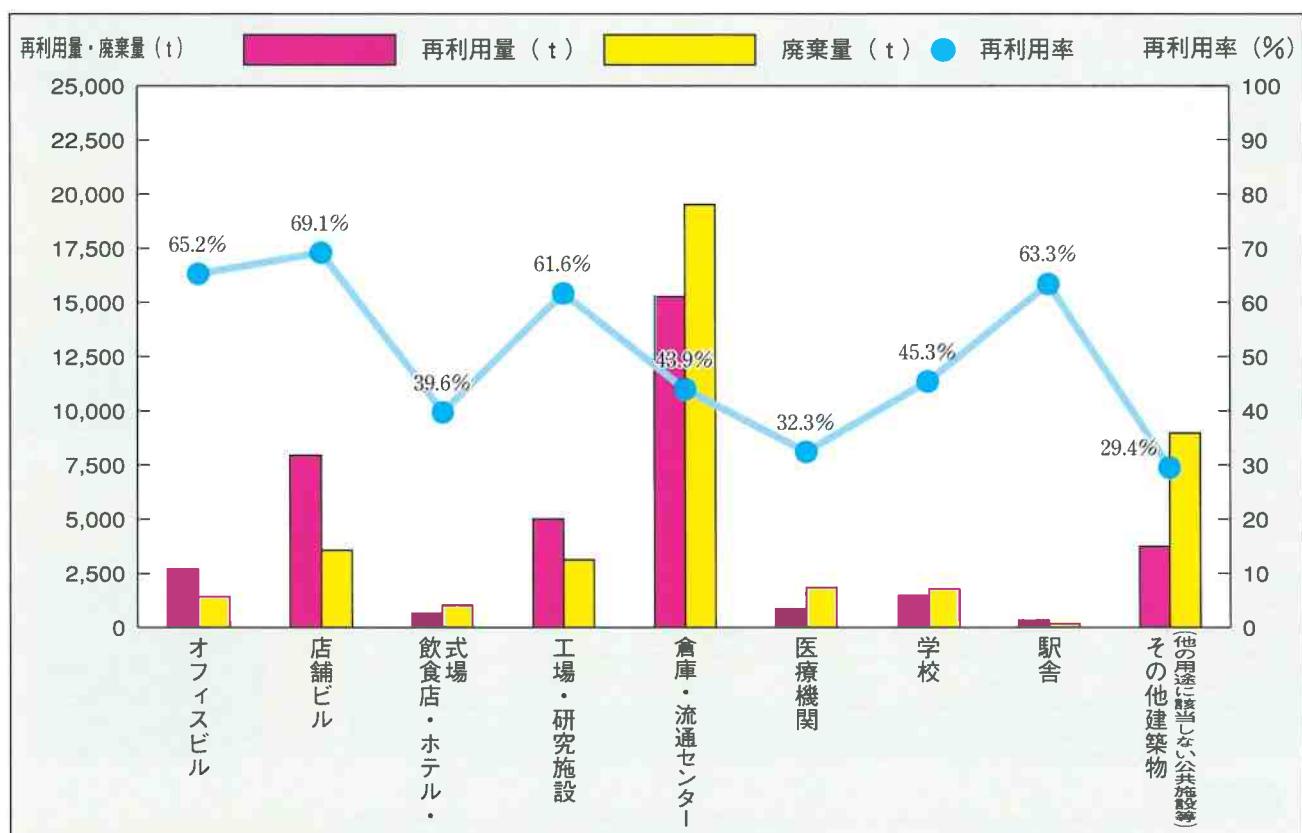
「倉庫・流通センター」の延べ床面積が約50%で最も広く、「その他建築物」「オフィスビル」「学校」も合わせると、80%以上を占めています。

図3 用途別ごみ発生量の構成比



建築物数と延べ床面積の割合が高い「倉庫・流通センター」が43.6%で最も多くなっています。

図4 用途別ごみの種別構成比

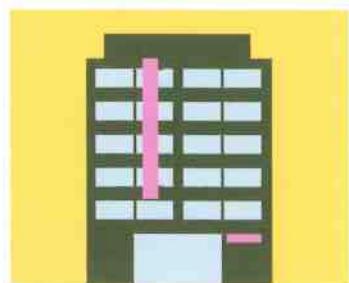


再利用率の高い順に、「店舗ビル」が69.1%、「オフィスビル」が65.2%で、リサイクルの取組が比較的進んでいます。一方、「医療機関」「その他建築物」は30%前後と低いことから、リサイクルの促進に向けた取組が求められています。

表 5 用途別可燃ごみ構成比、再利用率

1 オフィスビル

ごみの種類	発生量(t) (A)	構成比(%)	再利用量(t) (B)	再利用率(%) (B/A)	処分量(t) (A-B)
紙類	1,893.8	71.7	1,430.8	75.6	463.0
生ごみ等	744.9	28.2	65.8	8.8	679.1
可燃その他	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0
可燃ごみ合計	2,639.7	100.0	1,496.6	56.7	1,143.1



2 店舗ビル

ごみの種類	発生量(t) (A)	構成比(%)	再利用量(t) (B)	再利用率(%) (B/A)	処分量(t) (A-B)
紙類	7,224.6	74.7	6,014.6	83.3	1,210.0
生ごみ等	2,430.2	25.1	817.1	33.6	1,613.1
可燃その他	15.7	0.2	15.7	100.0	0.0
可燃ごみ合計	9,670.5	100.0	6,847.4	70.8	2,823.1



3 飲食店・ホテル・式場

ごみの種類	発生量(t) (A)	構成比(%)	再利用量(t) (B)	再利用率(%) (B/A)	処分量(t) (A-B)
紙類	832.5	64.5	252.9	30.4	579.6
生ごみ等	457.7	35.5	0.0	0.0	457.7
可燃その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
可燃ごみ合計	1,290.2	100.0	252.9	19.6	1,037.3



4 工場・研究施設

ごみの種類	発生量(t) (A)	構成比(%)	再利用量(t) (B)	再利用率(%) (B/A)	処分量(t) (A-B)
紙類	1,846.4	61.3	1,742.6	94.4	103.8
生ごみ等	980.9	32.6	147.2	15.0	833.7
可燃その他	183.9	6.1	182.6	99.3	1.3
可燃ごみ合計	3,011.2	100.0	2,072.4	68.8	938.8



5 倉庫・流通センター

ごみの種類	発生量(t) (A)	構成比(%)	再利用量(t) (B)	再利用率(%) (B/A)	処分量(t) (A-B)
紙類	12,162.6	41.4	10,370.1	85.3	1,792.5
生ごみ等	13,508.6	46.0	662.9	4.9	12,845.7
可燃その他	3,703.9	12.6	499.4	13.5	3,204.5
可燃ごみ合計	29,375.1	100.0	11,532.4	39.3	17,842.7



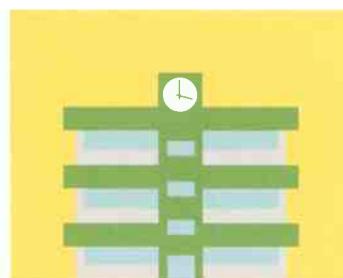
6 医療機関

ごみの種類	発生量(t) (A)	構成比(%)	再利用量(t) (B)	再利用率(%) (B/A)	処分量(t) (A-B)
紙類	1,214.5	59.1	428.0	35.2	786.5
生ごみ等	676.9	32.9	0.0	0.0	676.9
可燃その他	165.0	8.0	0.0	0.0	165.0
可燃ごみ合計	2,056.4	100.0	428.0	20.8	1,628.4



7 学 校

ごみの種類	発生量(t) (A)	構成比(%)	再利用量(t) (B)	再利用率(%) (B/A)	処分量(t) (A-B)
紙類	886.4	38.0	661.0	74.6	225.4
生ごみ等	1,429.6	61.3	424.3	29.7	1,005.3
可燃その他	16.1	0.7	0.0	0.0	16.1
可燃ごみ合計	2,332.1	100.0	1,085.3	46.5	1,246.8



8 駅 舎

ごみの種類	発生量(t) (A)	構成比(%)	再利用量(t) (B)	再利用率(%) (B/A)	処分量(t) (A-B)
紙類	150.5	47.2	102.6	68.2	47.9
生ごみ等	168.3	52.8	0.0	0.0	168.3
可燃その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
可燃ごみ合計	318.8	100.0	102.6	32.2	216.2



9 その他建築物（他の用途に該当しない公共施設等）

ごみの種類	発生量(t) (A)	構成比(%)	再利用量(t) (B)	再利用率(%) (B/A)	処分量(t) (A-B)
紙類	3,454.5	34.1	2,301.6	66.6	1,152.9
生ごみ等	6,490.2	64.1	245.5	3.8	6,244.7
可燃その他	173.7	1.7	0.7	0.4	173.0
可燃ごみ合計	10,118.4	100.0	2,547.8	25.2	7,570.6



10 総合計

ごみの種類	発生量(t) (A)	構成比(%)	再利用量(t) (B)	再利用率(%) (B/A)	処分量(t) (A-B)
紙類	29,665.8	48.8	23,304.2	78.6	6,361.6
生ごみ等	26,887.3	44.2	2,362.8	8.8	24,524.5
可燃その他	4,259.3	7.0	698.4	16.4	3,560.9
可燃ごみ合計	60,812.4	100.0	26,365.4	43.4	34,447.0

可燃ごみの構成比を用途別に比較すると、紙類は「店舗ビル」が74.7%、「オフィスビル」が71.7%、生ごみ等は「その他建築物」が64.1%、「学校」が61.3%の順で高くなっています。

可燃ごみの再利用率では、「工場・研究施設」「店舗ビル」が比較的高くなっています。これは、再利用しやすい紙類が多くの比率を占めるためと考えられます。「飲食店・ホテル・式場」は最も低く19.6%です。これは、紙類や生ごみ等の再利用率がともに低いことが要因となっています。



事業者の皆さんへ

発行 令和5年4月
大田区環境清掃部清掃事業課
〒144-8621 大田区蒲田5丁目13番14号
電話 03 (5744) 1629
FAX 03 (5744) 1550